

# 青森県報

第四千九十八号

平成二十八年  
一月十八日  
(月曜日)

## 目次

### 告 示

生活保護法による指定介護機関の居宅介護事業所の所在地変更の届出.....	(健康福祉課).....一
生活保護法による指定介護機関の介護予防事業所の所在地変更の届出.....	(同).....一
生活保護法による指定介護機関の居宅介護支援事業所の所在地変更の届出.....	(同).....二
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の居宅介護事業所の所在地変更の届出.....	(同).....二
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の介護予防事業所の所在地変更の届出.....	(同).....三
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の居宅介護支援事業所の所在地変更の届出.....	(同).....三
土地収用法による事業の認定.....	(監理課).....四
公安委員会	(同).....三
役務の提供を受ける契約に係る競争入札参加資格.....	(運転免許課).....五

告

示

### 青森県告示第三十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から居宅介護事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成二十八年一月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	区分	
						名称	居宅介護事業者
〃	〃	〃	〃	株式会社 明倫	八戸市西白 山台一丁目 一四の二二	名称	居宅介護事業者
〃	〃	訪問介護	〃	訪問看護	〃	種類	居宅介護
ヘルパー シヨンテ スヨンテ 倫明	ヘルパー シヨンテ い	ヘルパー シヨンテ い	ヘルパー シヨンテ い	訪問看護 シヨンテ 結	八戸市大字 久保字一 人塚七の	名称	居宅介護事業所
八戸市東白 山台三丁目 二〇の五	八戸市大字 久保字一 人塚七の	八戸市東白 山台三丁目 二〇の五	八戸市東白 山台三丁目 二〇の五	八戸市東白 山台三丁目 二〇の五	八戸市東白 山台三丁目 二〇の五	所在地	所在地
〃	〃	〃	〃	平成 二七・三・一	〃	年月日	変更

### 青森県告示第三十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用

する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から介護予防事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成二十八年一月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	区 分	
						名 称	介 護 予 防 事 業 者
"	"	"	"	株式会社 明倫	八戸市西白 一山台一丁目 四の二二	介 護 予 防 事 業 者	主たる事務 所の所在地
"	"	訪問看護 介護予防 訪問介護	訪問看護 介護予防	訪問看護 介護予防 訪問看護	訪問看護 介護予防 訪問看護	介 護 予 防 事 業 所	類 事 業 類 種
スヘルパー シヨナー 明倫	スヘルパー シヨナー いほ	スヘルパー シヨナー いほ	スヘルパー シヨナー いほ	訪問看護 シヨナー 結	訪問看護 シヨナー 結	介 護 予 防 事 業 所	名 称
八戸市東白 二〇の五	八戸市大字 久保字一 人塚七の	八戸市東白 二〇の五	八戸市大字 久保字一 人塚七の	八戸市東白 二〇の五	八戸市大字 久保字一 人塚七の	介 護 予 防 事 業 所	所 在 地
"	"	"	"	平成 二七・三・一	平成 二七・三・一	変 更 日	年 月 日

青森県告示第三十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から居宅介護支援事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定によ

り告示する。

平成二十八年一月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	区 分	
		名 称	居 宅 介 護 支 援 事 業 者
株式会社明 倫	株式会社明 倫	居 宅 介 護 支 援 事 業 所	名 称
八戸市西白 一山台一丁目 四の二二	八戸市西白 一山台一丁目 四の二二	居 宅 介 護 支 援 事 業 所	主たる事務 所の所在地
居宅介護支 援事業所い ほ	居宅介護支 援事業所い ほ	居 宅 介 護 支 援 事 業 所	名 称
八戸市東白 三丁目二〇 の五	八戸市大字 久保字一 人塚七の	居 宅 介 護 支 援 事 業 所	所 在 地
平成 二七・三・一	平成 二七・三・一	変 更 日	年 月 日

青森県告示第三十三号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から居宅介護事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成二十八年一月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	区 分	
		名 称	居 宅 介 護 事 業 者
株式会社明 倫	株式会社明 倫	居 宅 介 護 事 業 所	名 称
八戸市西白 一山台一丁目 四の二二	八戸市西白 一山台一丁目 四の二二	居 宅 介 護 事 業 所	主たる事務 所の所在地
訪問看護 介護	訪問看護 介護	居 宅 介 護 事 業 所	類 事 業 類 種
訪問看護 シヨナー 結	訪問看護 シヨナー 結	居 宅 介 護 事 業 所	名 称
八戸市東白 二〇の五	八戸市大字 久保字一 人塚七の	居 宅 介 護 事 業 所	所 在 地
平成 二七・三・一	平成 二七・三・一	変 更 日	年 月 日

変更後	変更前	区 分	
株式会社 明倫	株式会社 明倫	名 称	介 護 予 防 事 業 者
八戸市西白 一山台一丁目 四の二丁目	八戸市西白 一山台一丁目 四の二丁目	主たる事務 所の所在地	介 護 予 防 事 業 者
訪問看護 介護予防	訪問看護 介護予防	類 型	介 護 予 防 事 業 者
訪問看護 システマ ソリューション	訪問看護 システマ ソリューション	名 称	介 護 予 防 事 業 所
八戸市東白 二山台三丁目 〇の五	八戸市大字 久保字一 人塚七の	所 在 地	介 護 予 防 事 業 所
平成 二七・三・一	平成 二七・三・一	年 月 日	変 更

平成二十八年一月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から介護予防事業所の所在地を変更した旨の届出があつたので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

青森県告示第三十四号

変更後	変更前	変更後	変更前
"	"	"	"
"	"	"	"
"	"	訪問介護	訪問介護
ヘルパー システマ ソリューション	ヘルパー システマ ソリューション	ヘルパー システマ ソリューション	ヘルパー システマ ソリューション
八戸市東白 二山台三丁目 〇の五	八戸市大字 久保字一 人塚七の	八戸市東白 二山台三丁目 〇の五	八戸市大字 久保字一 人塚七の
"	"	"	"

変更後	変更前	区 分	
株式会社 明倫	株式会社 明倫	名 称	居 宅 介 護 支 援 事 業 者
八戸市西白 の台一丁目 一二四	八戸市西白 の台一丁目 一二四	主たる事務 所の所在地	居 宅 介 護 支 援 事 業 者
居宅介護支 援事業所い なほ	居宅介護支 援事業所い なほ	名 称	居 宅 介 護 支 援 事 業 所
八戸市東白 三丁目二〇 の五	八戸市大字 久保字一 人塚七の	所 在 地	居 宅 介 護 支 援 事 業 所
平成 二七・三・一	平成 二七・三・一	年 月 日	変 更

平成二十八年一月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から居宅介護支援事業所の所在地を変更した旨の届出があつたので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

青森県告示第三十五号

変更後	変更前	変更後	変更前
"	"	"	"
"	"	"	"
"	"	訪問介護 予防	訪問介護 予防
ヘルパー システマ ソリューション	ヘルパー システマ ソリューション	ヘルパー システマ ソリューション	ヘルパー システマ ソリューション
八戸市東白 二山台三丁目 〇の五	八戸市大字 久保字一 人塚七の	八戸市東白 二山台三丁目 〇の五	八戸市大字 久保字一 人塚七の
"	"	"	"

## 青森県告示第三十六号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定により事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成二十八年一月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 起業者の名称  
おいらせ町
- 二 事業の種類  
学校給食センター新設事業
- 三 起業地  
1 収用の部分  
青森県上北郡おいらせ町中平下長根山内地内
- 2 使用の部分  
なし
- 四 事業の認定をした理由  
1 法第二十条第一号の要件  
申請に係る事業は、学校給食法（昭和二十九年法律第六十号）に基づき児童生徒に学校給食を提供することを目的に、上北郡おいらせ町中平下長根山内地内に「学校給食センター」を新設する事業（以下「本件事業」という。）であり、法第二十三条第三十一号に掲げる「地方公共団体が設置する直接その事務又は事業の用に供する施設」に該当すると認められる。  
よつて、本件事業は、法第二十条第一号の要件を充足すると認められる。
- 2 法第二十条第二号の要件  
起業者は、本件事業を施行するに当たり、町議会において執行するための予算が議決されており、本件事業に必要な予算措置が講じられている。  
よつて、起業者は十分な意思と能力を有していると認められることから、法第二十条第二号の要件を充足すると認められる。
- 3 法第二十条第三号の要件

(一) おいらせ町においては現在、一箇所の学校給食センター及び五箇所の単独調理校（自校給食）により学校給食を提供している。このうち、学校給食センターが建設から四十二年、木内々小学校給食調理室が三十二年経過しており、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和四十年大蔵省令第十五号）に規定する耐用年数三十一年を超えている。また、下田小学校給食調理室も建設から二十八年経過と老朽化が進行しており、大規模な地震時には倒壊するリスクがある。

また、平成二十一年四月に施行された学校給食衛生管理基準（文部科学省告示第六十四号）の導入が喫緊の課題となっており、特に「汚染作業区域と非汚染作業区域の区分の基準」により、施設の衛生管理区分の明確化が示され、当町の既存施設のほとんどがドライ方式ではなくウエット方式であるため、水跳ねによる二次感染、調理員の機動性や怪我等のリスクがある。さらに、木ノ下小学校給食調理室では、建設時計画の調理能力を上回る児童数の増加により、調理業務及び洗浄業務を行うスペースが手狭な状態にあり、学校給食提供に支障を及ぼしている。

本件事業の施行により、学校給食センターとしての調理場の衛生環境が改善されるとともに、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）に基づく現在の耐震基準に適合した構造の建物となることで、町内小中学校に対して安心安全な学校給食を安定的に提供できることとなる。

したがって、本件事業の施行による公共の利益は、相当程度存すると認められる。

一方、本件事業の施行による周辺の環境への影響については、本件事業は環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）及び青森県環境影響評価条例（平成十一年十二月青森県条例第五十六号）に基づく環境影響評価の対象となるような大規模で環境へ影響を及ぼすおそれのある事業ではないこと、起業地は文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）による埋蔵文化財包蔵地に該当しないこと、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）による保護のため特別の措置を講ずべき動植物の存在は確認されていないことから、本件事業の完成により失われる利益は軽微であると認められる。

以上のことから、本件事業により得られる利益と失われる利益とを比較衡量した結果、本件事業により得られる利益が失われる利益に優越すると認められ

る。

(二) 起業者は、起業地を選定するに当たって、三箇所の候補地を挙げて、機能的、経済的、社会的観点から総合的に比較検討した結果、候補地として最も優れる本申請案を選定したものである。

よって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められることから、法第二十条第三号の要件を充足すると認められる。

4 法第二十条第四号の要件

本件事業の施行により、施設の安全性と衛生管理の徹底が達成されることから、早期に本件事業を施行する必要があると認められる。

また、起業地の範囲は、本件事業に求められている役割を実現するために必要な最小限の範囲であり、一時的利用に供されるものは存在しないため、使用の手段にはなじまないことから、収用の手段を講じることも合理的であると認められる。

よって、本件事業は土地を収用する公益上の必要があると認められることから、法第二十条第四号の要件を充足すると認められる。

五 法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所

おいらせ町役場 学務課

公安委員会

青森県警察本部長告示第二号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号。以下「政令」という。)(第六百六十七條の五第一項及び第六百六十七條の十一第二項の規定に基づき、役務の提供を受ける契約(免許関係事務業務に係るもの、更新時講習業務に係るもの、指定自動車教習所職員講習委託業務に係るもの並びに停止処分者講習業務に係るもの及び違反者講習業務に係るものに限る。以下「役務契約」という。)(を一般競争入札又は指名競争入札(以下「競争入札」という。)(により締結する場合における競争入札に参加する者に必要な資格(以下「競争入札参加資格」という。)(、競争入札参加資格の審査(以下「資格審査」という。)(の申請の時期及び方法を次のとおり定め、同令第六百六十七條の五第二項及び第六百六十七條の十一第三項において準用する同令第六百六十七條の五第二項の規定により公示する。

平成二十八年一月十八日

青森県警察本部長 山 本 和 毅

一 競争入札参加資格

1 資格審査の対象となる者は、県と役務契約を締結することを希望する法人その他の者(免許関係事務業務に係るものについては、法人に限る。)(であつて、次のいずれにも該当しないものとする。

(一) 政令第六百六十七條の四第一項の規定に該当する者(ただし、被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。)(

(二) 営業に關し許認可等が必要とする場合で、当該許認可等を受けていない者(三) 政令第六百六十七條の四第二項各号(政令第六百六十七條の十一第一項において準用する場合を含む。)(に掲げる事由に該当し、競争入札参加資格を停止された期間を経過しない者及びこれらの者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

(四) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号。以下「法」という。)(第二条第二号に規定する暴力団をいう。)(

(五) 次に掲げる者に該当する者

ア 暴力団員(法第二条第六号に規定する暴力団員をいう。)(

イ 役員等(法人にあつては役員であつて経営に事実上参加している者、法人でない団体にあつては代表者、理事その他法人における経営に事実上参加している役員と同等の責任を有する者、個人にあつてはその者及びその使用人(支配人、本店长、支店长その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、事業所の業務を統括する者(事業所の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。)(をいう。)(以下同じ。)(が自己若しくは第三者の不正な利益を図り又は第三者に損害を与える目的で暴力団の威力を利用したと認められる者

ウ 役員等が暴力団の威力を利用する目的で、若しくは暴力団の威力を利用したことに關し、金品その他財産上の利益の供与(以下この号において「金品等の供与」という。)(をし、又は暴力団の活動若しくは運営を支援する目的で相当の対価を得ない金品等の供与をしたと認められる者

エ 役員等が正当な理由がある場合を除き、暴力団の活動を助長し、又は暴力

団の運営に資することとなることを知りながら金品等の供与をしたと認められる者

才 役員等が暴力団と交際していると認められる者

2 競争入札参加資格を有する者は、次に掲げる事項について別に定める役務の提供を受ける契約に係る競争入札に参加する者の資格等に関する要領に基づき、資格審査を受け、その結果に基づいて契約の金額により区分されたA、B及びCの三等級のいずれかに格付された者であつて、当該契約の金額に対応する等級に格付されたものとする。

(一) 生産額又は販売額

資格審査の申請をする日(以下「審査基準日」という。)(の直前二年の各事業年度における生産又は販売について算出した年間平均生産額又は販売額

(二) 経営規模

ア 審査基準日の直前の事業年度終了後の決算(以下「決算」という。)(における自己資本額(法人にあつては純資産の部の合計額とし、個人にあつては次年度繰越純資本金額(元入金と事業主貸借の清算の合計)とする。)(

イ 決算における事業に従事する職員数

(三) 経営比率

決算における流動比率(流動資産を流動負債で除して得た数値を百分比で表したものをいう。)(

(四) 営業年数

審査基準日までの営業年数

(五) 障害者雇用状況

障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三十五年法律第百二十三号。)(第四十三条第七項に規定する事業主にあつては所轄の公共職業安定所に報告した直近の法定雇用率達成の有無とし、それ以外の事業主にあつては審査基準日における障害者(同法第二条に規定する障害を有し、同法第四十三条第一項に規定する労働に従事している者をいう。)(の雇用人数とする。

(六) ISO 認証取得

審査基準日における国際標準化機構が定めた規格(ISO9001:14001)の認証取得の有無

二 競争入札参加資格の特例

契約について、当該契約に対応する等級に格付された者が少数であるため、入札

の競争性が失われるおそれがあると認められる場合には、当該契約に対応する等級以外の等級に格付された者を、その者の現在の受注能力等を勘案して、競争入札に参加させることがある。

三 資格審査の申請の時期

平成二十八年一月十八日から同月三十一日までとする。

ただし、申請をしようとする者が他の時期に当該申請を希望する場合は、この限りでない。

四 資格審査の申請の方法

1 資格審査の申請は、役務契約の業務種別ごとに競争入札参加資格審査申請書(様式第一号。以下「申請書」という。)(に次に掲げる書類を添付し、青森県警察本部運転免許課に提出して行わなければならない。

(一) 経営規模等総括表(様式第二号)

(二) 商業登記事項証明書(法人の場合)若しくは営業証明書(個人の場合)の原本又は写し

(三) 財務諸表(審査基準日の直前二年の各事業年度における決算に係るもの)

ア 法人の場合 貸借対照表及び損益計算書

イ 個人の場合 青色申告決算書等

(四) 納税証明書(審査基準日直前の事業年度一年分)の原本

ア 法人の場合 法人税、消費税及び地方消費税に係るもの並びに法人事業税及び法人住民税に係るもの(本店の所在地を管轄する都道府県で発行した法人事業税及び法人都道府県民税に係るもの)

イ 個人の場合 所得税、消費税及び地方消費税並びに個人事業税に係るもの

(五) 許認可証等の写し

契約の履行に関し、法令等に基づく許可、認可又は登録等が必要な場合は、当該許可、認可又は登録等を受けていることを証する書類の写し

(六) 障害者雇用状況報告書の写し

(七) ISO 認証取得登録証の写し

(八) 役員等一覧表(様式第三号)

(九) その他青森県警察本部長が必要と認めた書類

2 申請書及び1の(三)の財務諸表は、日本語で作成し、1の四から(九)までの添付書類について外国語で作成されているものには、日本語による翻訳文を付記し、又は添付するものとする。

3 1の添付書類の金額欄については、出納官吏事務規程（昭和二十二年大蔵省令第九十五号）第十六条の規定による外国貨幣換算率の例により日本通貨に換算し記載しなければならない。

五 資格審査の結果の通知

資格審査の結果は、書面により申請者に通知する。

六 競争入札参加資格の格付の有効期間

競争入札参加資格の格付の有効期間は、五の規定による格付の決定の通知において指定する日から平成三十一年三月三十一日までとする。

七 申請書の記載事項の変更届等

資格審査の結果の通知を受けた者は、次に掲げる事項について変更があったとき、営業を廃止したとき又は休業するときは、直ちに競争入札参加資格審査申請書記載事項変更（休・廃業）届（様式第四号）を提出するものとする。

ただし、1から4に係る事項について、その内容が登記事項である場合は、商業登記事項証明書（個人の場合は営業証明書）の原本又は写し及び役員等一覧表（様式第三号）を添付するものとする。

- 1 商号又は名称
- 2 本店若しくは年間委任状を提出している支店等の所在地又は住所
- 3 法人にあつては、代表者又は年間委任状の受任者の氏名
- 4 個人にあつては、その者の氏名
- 5 電話番号又はファクシミリの番号
- 6 その他競争入札参加資格に関し重要と認められる事項

様式第一号

年 月 日

青 森 県 警 察 本 部 長 殿

申請者 所在地又は住所

商号又は名称

代表者職氏名

印

競争入札参加資格審査申請書

青森県が締結する役務の提供を受ける契約（免許関係事務業務、更新時講習業務、停止処分者講習業務、違反者講習業務及び指定自動車教習所職員講習委託業務に限る。）に係る競争入札に参加する者に必要な資格の審査について関係書類を添えて申請します。

なお、この申請書及び添付書類のすべての記載事項については、事実と相違ないことを誓約します。

注） 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 縦長とする。

様式第2号 (その1)

### 経営規模等総括表

区分	新規	継続	審査値	格付
区分	役務の提供			

フリガナ 商号又は 住所又は 主たる営業 の所在地	.....		代表者名 職	
住所又は地	〒		電話番号 FAX番号	
主たる営業 の所在地	〒		電話番号 FAX番号	
本申請の 担当者	部署名 担当	担当者名	電話番号 FAX番号	
希望する 業務	役務の提供			
希望する 業務				
希望する 業務				

(単位：千円)

平均生産額 又は販売額	直前第2年度決算	直前第1年度決算	平均生産額	役員
	①	②	(①+②)/2	
自己資本額	資本金(元入金)			
職員数	総資産合計(次年度繰越純資本金額)			
	技術関係職員 人	事務関係職員 人	その他 人	計 人
経営比率	流動資産( ) × 100 = %			
	流動負債( )			
営業年数	創設日	現組織変更日	営業中断期間	通算年数
	年月日	年月日	年月～年月	年
障害者雇用状況	障害者雇用状況報告義務			有
	法定雇用率達成			有
ISO認証取得	ISO9001 又は ISO14001			無
	有			無

注) 太枠の欄は、記入しないでください。

様式第2号 (その2)

### 青森県と契約を希望する支店・営業所等一覧

商号又は名称

1	支店・営業所等名称	〒住所	電話番号	FAX番号
	支店・営業所等名称	〒住所	電話番号	FAX番号
2	支店・営業所等名称	〒住所	電話番号	FAX番号
	支店・営業所等名称	〒住所	電話番号	FAX番号
3	支店・営業所等名称	〒住所	電話番号	FAX番号
	支店・営業所等名称	〒住所	電話番号	FAX番号
4	支店・営業所等名称	〒住所	電話番号	FAX番号
	支店・営業所等名称	〒住所	電話番号	FAX番号
5	支店・営業所等名称	〒住所	電話番号	FAX番号
	支店・営業所等名称	〒住所	電話番号	FAX番号
6	支店・営業所等名称	〒住所	電話番号	FAX番号
	支店・営業所等名称	〒住所	電話番号	FAX番号
7	支店・営業所等名称	〒住所	電話番号	FAX番号
	支店・営業所等名称	〒住所	電話番号	FAX番号
8	支店・営業所等名称	〒住所	電話番号	FAX番号
	支店・営業所等名称	〒住所	電話番号	FAX番号
9	支店・営業所等名称	〒住所	電話番号	FAX番号
	支店・営業所等名称	〒住所	電話番号	FAX番号
10	支店・営業所等名称	〒住所	電話番号	FAX番号
	支店・営業所等名称	〒住所	電話番号	FAX番号

注) 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4縦長とする。





(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町三丁目番七  
号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円四十四銭